

全国障害者スポーツ大会競技・種目表

○アーチェリー

●男女別

		No.	障がい区分	リカーブ		コンパウンド	
				50m・30m	30m・30m	50m・30m	30m・30m
肢体不自由	脳原性麻痺以外で車いす使用	1	第8頸髄まで残存	●	●	●	●
		2	その他の車いす	●	●		
	切断・機能障がい	3	上肢障がい	●	●		
		4	下肢障がい (いす、車いす使用を含む)	●	●		
		5	体幹	●	●		
	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	6	脳原性麻痺	●	●	●	●
7		聴覚障がい	●	●			
聴覚・平衡機能障がい、 音声・言語・そしゃく機能障がい	8	ぼうこう又は直腸機能障がい	●	●			

※「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

アーチェリーの障害区分の解説【参考】

脳原性麻痺以外 で車椅子使用	1	第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者 (肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈は正常だが、物が握れない)
	2	その他	脳原性麻痺や第8頸髄まで残存の脊髄麻痺以外の車椅子使用者 (例: 両下肢切断のため車椅子を使用し競技する者)
切断・機能 障がい	3	上肢障害	上肢に障がいがある者
	4	下肢障害	下肢に障がいがある者
	5	体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者 (脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する) ※四肢の機能障がいを伴う場合は、体幹の機能障がいがあってもこの区分には該当しない
脳原性麻痺	6	脳原性麻痺	脳原性麻痺者
聴覚障がい	7		区分しない
内部障がい	8	ぼうこう又は直腸機能障がい	脊髄損傷等で合併した直腸・ぼうこう機能障がい者は含まない